

基本的考え方 新旧対照表

(改訂前)	(改訂後)
<p>1. 金融持株会社に対する検査の目的及び位置づけ (略)</p> <p>2. 金融持株会社グループに係る着眼点 (略)</p> <p>3. 検査マニュアルの位置づけ等 (1) 検査マニュアルの位置づけ 「金融持株会社に係る検査マニュアル」は、金融持株会社に対する検査に際し、金融持株会社グループにおいて構築されている<u>法令等遵守態勢及びリスク管理態勢</u>が、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点を整理したものであり、あくまでも検査官が金融持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。 (後略)</p> <p>(2) 検査マニュアルの構成 本マニュアルは、金融持株会社に対する検査に係る留意事項を取りまとめた「基本的考え方」(銀行持株会社、保険持株会社、証券持株会社に共通。)と、検査官が検査に際し、<u>法令等遵守態勢及びリスク管理態勢</u>の検証を行う際の着眼点を取りまとめたチェックリスト(銀行持株会社に係るチェックリスト、保険持株会社に係るチェッ</p>	<p>1. 金融持株会社に対する検査の目的及び位置づけ (略)</p> <p>2. 金融持株会社グループに係る着眼点 (略)</p> <p>3. 検査マニュアルの位置づけ等 (1) 検査マニュアルの位置づけ 「金融持株会社に係る検査マニュアル」は、金融持株会社に対する検査に際し、金融持株会社グループにおいて構築されている<u>内部管理態勢</u>が、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点を整理したものであり、あくまでも検査官が金融持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。 (後略)</p> <p>(2) 検査マニュアルの構成 本マニュアルは、金融持株会社に対する検査に係る留意事項を取りまとめた「基本的考え方」(銀行持株会社、保険持株会社、証券持株会社に共通。)と、検査官が検査に際し、<u>グループの内部管理態勢</u>の検証を行う際の着眼点を取りまとめたチェックリスト(銀行持株会社に係るチェックリスト、保険持株会社に係るチェックリスト及</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>クリスト及び証券持株会社に係るチェックリスト。以下、「業態別チェックリスト」という。)により構成される。</p> <p>(3) 検査マニュアルの適用</p> <p>検査に際しては、「基本的考え方」に加え、金融持株会社の業態に沿った業態別チェックリストを用いて<u>法令等遵守態勢及びリスク管理態勢</u>の検証を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、<u>金融持株会社の子会社である銀行、保険会社、証券会社に対する検査に際しては、それぞれ「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」、「証券検査マニュアル」を用いるとともに、本マニュアルも用いて検証することに留意する。</u></p> <p>4. 検査実施上の留意点等</p> <p>(1) 金融持株会社に対する検査を実施する際の留意点 (略)</p> <p>(2) 金融持株会社に対する検査を実施する際の手順 <u>金融持株会社に対する検査に際し、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 子会社である金融機関に対する検査を実施する際の留意点 (略)</p>	<p>び証券持株会社に係るチェックリスト。以下「業態別チェックリスト」という。)により構成される。</p> <p>(3) 検査マニュアルの適用</p> <p>検査に際しては、「基本的考え方」に加え、金融持株会社の業態に沿った業態別チェックリストを用いて<u>グループの内部管理態勢</u>の検証を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、<u>本マニュアルは、金融持株会社の検証項目として主要なもの(グループの経営管理(ガバナンス)態勢、自己資本管理態勢及び統合的リスク管理態勢)を記載しているが、各管理態勢の検証に当たっては、金融持株会社の形態は様々であることを踏まえ、それぞれの金融持株会社の役割・責任に応じて、適宜、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」の該当部分を用いて各管理態勢の検証を行うことに留意する。</u></p> <p>4. 検査実施上の留意点等</p> <p>(1) 金融持株会社に対する検査を実施する際の留意点 (略)</p> <p>(2) 金融持株会社に対する検査を実施する際の手順 <u>金融持株会社に対する検査に際しては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 子会社である金融機関に対する検査を実施する際の留意点 (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 本マニュアルにおける「<u>金融持株会社グループ</u>」とは、①金融持株会社、②その子会社である金融機関及び③当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。</p> <p>(後略)</p> <p>(注3)～(注5) (略)</p> <p>(注6) <u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社を採用している金融持株会社(子会社である金融機関を含む。)</u>にあつては、<u>同法第二十一条の五以下における取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本マニュアルの趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</u></p>	<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 本マニュアルにおける「<u>金融持株会社グループ</u>」又は「<u>グループ</u>」とは、①金融持株会社、②その子会社である金融機関及び③当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。</p> <p>(後略)</p> <p>(注3)～(注5) (略)</p> <p>(注6) 本マニュアルは、<u>原則として会社法上の監査役(会)設置会社である金融持株会社を念頭において記述されている。金融持株会社及びグループ内会社の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。</u></p> <p>① <u>金融持株会社及びグループ内会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会(指名委員会、報酬委員会、監査委員会)、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して検証を行う。</u></p> <p>(i) <u>業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。</u></p> <p>(ii) <u>取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。</u></p> <p>(iii) <u>取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(iv) <u>監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。</u></p> <p>② <u>担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。</u></p> <p>(注7) <u>チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融持株会社が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、金融持株会社に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、グループの業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。</u></p> <p>(注8) <u>本マニュアル中の用語については以下による。</u></p> <p>① <u>「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
	<p><u>うことを妨げるものではない。</u></p> <p>② 「取締役会等」には、<u>取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能とすることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。</u></p> <p>③ 「内部規程」とは、<u>経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載したグループ内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。</u></p> <p>④ 「リーガル・チェック等」とは、<u>コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証すること</u>をいう。</p> <p>⑤ 「モニタリング」には、<u>監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
	⑥ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称している。